

あやべっ子すこやかプラン中間案に提出された意見及びそれに対する市の考え方

	提出された意見等	回 答
1	<p>(計画の見える化)【全編】</p> <p>文字が多く読み辛い計画になっています。写真やイラストを挿入するなど計画の見える化を図っていただきたい。</p>	<p>計画については、イラスト等を挿入し、親しみやすい計画書となるよう編集していきたいと考えています。</p>
2	<p>(計画の記述・編集の適切化)【全編】</p> <p>子育てにつき市民の関心が高い施策は、第1章第5節(本計画の取組課題(概要63P～))に盛り込むべく計画全編の見直しをしていただきたい。例えば、「いじめ」の施策は2つ計上(スクールカウンセラーの設置等78P)され、事象は虐待と同質と思うが第1章に計上されていません。「いじめ」同様に扱い、第1章に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>本計画書は、各種調査結果、成果と課題、今後の計画の順で編成をしております。</p> <p>第1章第5節については、各種調査(国勢調査、国民生活基礎調査、ニーズ調査)や綾部市でこれまでに実施した各種事業の成果を踏まえ、次期計画を策定するにあたり、どのように進めていくかを記載しております。</p> <p>計画の記述については、確認したいと存じます。</p>
3	<p>(計画の記述の適格化)【35P～】</p> <p>第1章第4節4(1)</p> <p>三つの基本的方向に総計八つの基本目標をたて、前書きに「目標への取組状況と今後の課題、取組の方向性を記述する。」とあるが、課題提起が極めて不十分と思います。施策の新規採択や継続等の判断に当たっては、実績を踏まえた事務事業の問題点等課題の洗い出しが重要です。課題を表記した上で計画の方向性を示していただきたい。</p>	<p>これまでの取組による内容は記載のとおりであり、実績についても記載のとおりです。取組状況を踏まえ、今後も同様の取組を継続していく必要はあるか、さらに発展・充実させる必要があるかについての方向性を示させていただいています。</p> <p>これまでの取組の中で不十分であると考えているところについては課題として認識し、今後の計画の中でさらに進めていく必要性を感じているところです。</p> <p>内容については、検討したいと存じます。</p>

4	<p>(計画の記述の適格化)【全編】</p> <p>基本目標に対する取組状況の記述に省略が多く、理解しがたい記述が随所に見られるので全編にわたり見直しを行っていただきたい。</p> <p>例) 基本目標2①「生きる力」を育む教育や保育の充実【36P】</p> <p>「小学校では、社会見学・生活科・総合的な学習の時間を活用し、仕事に触れる体験の機会を提供し、中学校では職場体験学習を継続的に実施しています。(京都府:KYO発見事業・文化体験活動事業の活用を含む)・・・」とあるが、</p> <p>ア「生活科・総合的な学習」の内容が不明で不親切</p> <p>イ()書きに「京都府:KYO発見事業・文化体験活動事業の活用を含む」とあるが、意味がよくわかりません。隠語のような表現は避けるべきと存じます。</p>	<p>子ども・子育てに関する担当課において、それぞれが行っている事業については、内容が多岐にわたっており、1つ1つを詳細に説明することができないため、事業名や学習を行う行事名・教科名のみを記載させていただいています。</p> <p>実施内容に影響しない記述については、削除することを検討します。</p>
5	<p>(第3章第1節3 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保証するまちづくりの推進)【76P～】</p> <p>発達障害の早期発見のための施策として、心身障害児ネットワーク事業(継続)が計上されているが、</p> <p>1) 発達障害は全年齢層に及ぶと考えられるが特に、本計画の対象年齢となる0歳児から児童生徒の発達障害につき、ネットワーク事業のほか発達障害に関する施策としてどのような施策を予定していますか。</p> <p>2) 発達障害に限らず施策全般にわたり市民が迷うことなくワンストップで施策を利用できるよう、施策を串刺しにしてまとめる工夫をしていただきたい。</p> <p>3) ネットワーク事業について、福祉医療等の関係機関とどのような連携を取り、どのような実績があるか、簡潔に示していただきたい。</p>	<p>1) 計画書の「障害児施策の推進」に掲げる事業は発達障害のある児童も対象となっています。療育教室や幼児発達サポート事業をはじめとした児童やその保護者への各種支援施策を展開しており、今後もこれら事業の拡充・継続を目標としています。</p> <p>2) 家庭児童相談室や相談支援事業所等において初期面接、関係機関の紹介、各種制度の案内などを実施しており各相談窓口は相互に連携することにより対応をしています。これにより、最初にどの窓口にお越しになってもワンストップで対応できるように工夫しています。</p> <p>3) こども支援課、保健推進課と学校教育課と連携し就学前まで継続した発達障害児等の早期発見・早期療育支援を行う他、保健所等との連携により医療的ケアが必要な児童への支援などの取り組みがあります。連携の結果、療育教室などの支援施策を早期から展開できたり、医療的ケアが必要な児童の災害時対策について検討することなどができました。</p>

6	<p>(第1章第4節 時間外保育事業(延長保育事業))【60P】</p> <p>本市に住み、共働きかつ勤務地は本市外であるなど勤労者の勤務スタイルは多岐、多様化しています。夫婦が子供をもうけ、出産後も共働き続けようとしても、こども園や保育園の開閉園時間が合わないと子を産み育てることを躊躇する人もいると思います。需要を潜在化させることなく、産み育てることに喜びを感じるまちにするため開閉園時間の見直しを含め延長保育の充実等、その改善、改革にご尽力いただきたい。</p>	<p>綾部市において、子どもを産み、育てる環境整備は重要であると存じます。こども園や保育園が利用しやすい施設となるよう支援していきたいと存じます。</p>
7	<p>(第1章第4節 病児・病後児保育事業)【61P】</p> <p>2018年度まで実施されていた病児保育を2019年度に実施しなかった理由を伺います。やむを得ず保育を申請する市民を救済するのも愛情あるまちと思いますので、要すれば施設や体制の再整備を視野に入れ、多くの園で病児・病後児保育ができるようにしていただきたい。</p>	<p>「2019年度において、病時保育は実施しておりません。」と2019年度の取組み状況のみ記載いたしました。病児保育については、これまでも市の事業としては実施しておりません。病後児保育については、「あすなろルーム」として病気回復期の子どもを保育する事業を行っています。</p> <p>次期計画において、病児保育の実施を検討したいと存じます。</p>
8	<p>(次代の親の育成)【37P】</p> <p>施策の展開は基本目標(基本目標2子どもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実)にマッチしていると思うが、小表題(「次代の親の育成」)はその内容から見て少し飛躍してはいませんか。小表題の変更とともに、まず大人の責任と行動について前書きする必要があると思います。</p>	<p>子どもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育については、中高生が乳幼児や幼児と触れ合うことにより、その子たちが成長し、将来、親となることや子育てに対する意識を高め、育てるための施策として有効であると考えています。この取組みを通じて、大人から子へ、子どもを産み育てることの大切さを伝えていきたいと存じます。内容については、検討したいと存じます。</p>

9	<p>(子育て施設の整備や充実)【37P】</p> <p>認定こども園・保育園等施設の定員充足率や小学校・中学校の児童・生徒数の推移等が示され、方向性として「・・・教育・保育の充実や安心・安全な視点に立った整備・充実を図ることが必要です。」と記述されているが、方向性の論証に必要な具体の課題が示されていないため説得力がありません。記述の補足が必要と存じます。</p>	<p>取組による内容は記載のとおりであり、実績についても記載のとおりです。これまでの取組状況を踏まえ、今後も同様の取組を継続していく必要はあるか、さらに発展・充実させる必要があるかについての方向性を示させていただいています。</p> <p>これまでの取組の中で不十分であると考えているところについては課題として認識し、今後の計画の中でさらに進めていく必要性を感じているところです。</p>
10	<p>【37～38P】</p> <p>定員割れが顕著な保育園や幼稚園(充足率70%以下)について、その原因をコメントしていただきたい。</p>	<p>原因については、個人の事情によるところが多く把握することは困難であります。</p> <p>保護者が利用しやすい園となるよう支援していきたいと存じます。</p>
11	<p>【39P】</p> <p>「学校評議会を、幼稚園は年2回、小学校は学期ごと(年3回)に実施し、意見を学校運営に活かしています。」と記述されているが、評議結果は公表されていますか。評議結果は父兄はもとより市民にとっても大切な情報なので、評議結果は公開していただきたい。</p>	<p>学校評議員は、校長からの求めに応じて学校運営に意見を述べることも可能です。自由に意見を述べるができる環境が大切であり、評議員の意見の公開は行っておりません。</p>
12	<p>(児童虐待防止策の充実)【39～40P】</p> <p>計画案の「児童虐待相談件数の推移(実数)をみると、この5年間に相談件数、児童虐待数とも飛躍的に増加(特に、児童虐待数は2倍以上)しているが、心理的虐待やネグレクト等の背景及びその施策がその防止を抑止できなかった原因についてどのように考えていますか。2018年度(平成30年度)から綾部市要保護児童対策地域協議会実務者会議に綾部市立病院と綾部警察署が加わったことは良いことと存じます。</p>	<p>相談件数・児童虐待の増加は、近年の児童虐待の事件から、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が徹底・強化されたことにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めなければならないため、市町村・児童相談所・警察等に通告、情報提供を速やかに行うことが、法で明確となったため、綾部市だけでなく全国的に増加しています。これらのことを踏まえて、迅速な状況把握・支援課題の確認・支援経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関が役割に基づいて対応に当たれるように必要な調整を行っていきたくと考えております。</p>

13	<p>(保護を必要とする児童やその家庭への支援の充実)【41P】</p> <p>多くの国では児童生徒が学校を1、2日休むと家庭訪問し直接、その原因を把握するなどしているところが多いと思います。綾部市の対応システムをご教示願います。本項の方向性として、「子育て家庭や生徒児童に対する相談活動をはじめ、ひとり親家庭の自立促進を図るための取組を推進することが必要です。」とされているが、だいぶ認識が甘いと存じます。</p>	<p>市内各小中学校においては、保護者からの連絡がなく登校していない児童生徒がいた場合は、当日中に家庭訪問や電話連絡などにより、子どもの状況の確認をしています。</p> <p>綾部市要保護児童対策地域協議会において、支援をしております児童については、園・学校と連携し、欠席が続き安否確認ができない場合は、個別事案として検討会議を持ち、市が介入し、相談・支援につながるよう働きかけをしています。</p> <p>また、ひとり親家庭については、手当支給窓口につなぐとともに、自立促進を図るための就労相談や住宅相談へつなげています。</p>
14	<p>(家庭と仕事の両立の推進)【43～44P】</p> <p>女性活躍推進法や育児休業法等に係る各種施策の推進には経営者等の意識改革が重要と思うが、啓発活動を通じ本市の民間企業・団体(任意団体を除く)における育児休業の取得率及び女性管理職の割合はどの程度改善されていますか、それぞれの経年推移を伺います。</p>	<p>本市においては、令和元年11月に実施した「第4次綾部市男女共同参画計画(あいプラン)」の策定に向けた事業所アンケートの中で、育児休業の取得状況や女性の管理職登用状況について調査し、現在集計を行っているところですが、今回が初めての調査であり、経年推移については把握できていない状況です。</p> <p>厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、育児休業取得率については女性の取得率は、平成17年度以降約8割で推移しています。男性の取得率は平成25年度の2.03%から平成30年度には6.16%と上昇していますが、1割に満たず、取得期間も短期間となっています。</p> <p>また、管理職に占める女性の割合については、総務省の「労働力調査」によると、平成25年の11.2%から平成30年には14.9%と着実に上昇しているものの、諸外国に比較すると低い水準であり、今後も引き続き啓発を必要とする状況にあります。</p>

15	<p>(相談体制の整備や充実)【44P】</p> <p>「家庭児童相談室のパンフレットを関係機関に配布し、子育てに関する相談や情報提供、子ども・児童への虐待の通報や相談対応しやすいように努めています。児童相談所共通3桁ダイヤル189が実施され、11月のオレンジリボンキャンペーンでは、市民や関係機関に啓発グッズを配布し周知を図っています。」の文意がよくわかりません。市民から市に寄せられた子育てに関する相談や児童への虐待通報などはそれぞれ、関係機関に連絡し、その処理の適切化を図るべくパンフレットを関係機関に配布したという趣旨でしょうか。また、後段の文節は、児童相談所が全国共通3桁ダイヤル189を開設したので、その利用促進を周知する趣旨ですか、伺います。いずれの文節も文章整理が必要と存じます。</p>	<p>家庭児童相談室のパンフレットの配布については、関係機関を通じて広く市民に対し、子育てに関する相談や情報提供、子ども・児童への虐待の通報や相談がしやすいよう啓発活動に努めるものです。</p> <p>また、すぐに近くの児童相談所に通告・相談をするための全国共通3桁ダイヤル「189」の周知と利用促進を図るとともに、オレンジリボンキャンペーンについては、毎年11月を「児童虐待防止月間」と定め家庭や学校、地域等で児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広め、虐待をなくすことを呼びかけるための啓発グッズを市民や関係機関に配布し、周知を図っています。</p>
----	--	---